

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	神奈川県開成町

開成町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 開成町産業振興課
所 在 地 神奈川県足柄上郡開成町延沢 773 番地
電 話 番 号 0 4 6 5 - 8 4 - 0 3 1 7 (直通)
F A X 番 号 0 4 6 5 - 8 2 - 5 2 3 4
メールアドレス sangyouka@town.kaisei.kanagawa.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ハクビシン、タヌキ、アライグマ、鳥類（カラス、スズメ、ドバト、ムクドリ、キジバト、ヒヨドリ、カモをいう。）
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	神奈川県開成町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ハクビシン	イチジク、トウモロコシ	0.1a（16千円）
タヌキ	農作物被害なし	
アライグマ	農作物被害なし	
カラス	農作物被害なし	
スズメ	農作物被害なし	
ドバト	農作物被害なし	
ムクドリ	農作物被害なし	
キジバト	農作物被害なし	
ヒヨドリ	農作物被害なし	
カモ	農作物被害なし	

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

○ハクビシン ハクビシンによる被害は町内全域で発生しており、イチジクやトウモロコシ、ブドウなどが食害されている。 ○アライグマ アライグマは、現在具体的な被害が現れていないが、県内他市町村の状況から、今後生息域の拡大による被害が予想される。 ○鳥類（カラス、スズメ、ドバト、ムクドリ、キジバト、ヒヨドリ、カモをいう。） 現状では被害報告が出ていないが、今後、水稻や果物が食害される可能性がある。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和9年度）
被害金額	16 千円	8 千円
被害面積	0.1a	0.05a

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	○ハクビシン 町の許可により、被害予察による箱わなでの捕獲を農業者が実施。 ○鳥類（カラス、スズメ、ドバト、ムクドリ、キジバト、ヒヨドリ、カモをいう。） 町の許可により、被害予察による捕獲を足柄上地区有害鳥獣被害防止対策協議会から依頼を受けた猟友会が実施。	・農業者等による箱わなでの捕獲だけでは限界がある。 ・捕獲後の処理に苦慮している。 ・銃器による捕獲が困難であり効果的な防除方法が確立されていない。 ・防護ネット等による防護は農業者の負担になっている。
防護柵の設置等に関する取組		
生息環境管理その他の取組		

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

○集落環境整備

農業者だけでなく住民主体による防除体制を整えとともに、耕作放棄地の解消など、地域ぐるみで野生鳥獣を近づけない環境を作る。

また、誘因要因となる農業廃棄物の適正な処分を実施する。

○捕獲

神奈川県猟友会足柄上支部開成支部と連携を図り、箱わなの増設及び効果的な捕獲を実施する。

○防護対策

今後は地域の実情を鑑み、防護柵の設置を検討する。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。))。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥類：神奈川県猟友会足柄上支部開成支部から推薦された者を町長が実施隊に任命している。(5名)

捕獲は町長の指示により全員が行い、隊長が全体の指揮を執る。

ハクビシン：各農家がJA等から捕獲機材を借用申請して自主的に対応している。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、その

ことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7	ハクビシン、タヌキ、鳥類 (カラス、スズメ、ドバト、ムクドリ、キジバト、ヒヨドリ、カモをいう。)	捕獲機材の導入による捕獲の実施 農家の狩猟免許取得の促進
令和8	ハクビシン、タヌキ、鳥類 (カラス、スズメ、ドバト、ムクドリ、キジバト、ヒヨドリ、カモをいう。)	捕獲機材の導入による捕獲の実施 農家の狩猟免許取得の促進
令和9	ハクビシン、タヌキ、鳥類 (カラス、スズメ、ドバト、ムクドリ、キジバト、ヒヨドリ、カモをいう。)	捕獲機材の導入による捕獲の実施 農家の狩猟免許取得の促進

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
○発生状況及び被害状況に応じて設定する。 ○アライグマ 神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、生息状況を把握した上で積極的な捕獲に努める。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ハクビシン	7	13	18

タヌキ	5	7	9
アライグマ	2	3	4
鳥類（カラス、スズメ、ドバト、ムクドリ、キジバト、ヒヨドリ、カモをいう。）	70	70	70

（注） 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
わな：被害が発生した期間又は被害が想定される期間に実施 銃器：有害鳥獣駆除実施計画のとおり実施（足柄上地区有害鳥獣被害防止対策協議会で作成）

- （注） 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

- （注） 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

- （注） 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度
	設置予定なし		

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	取組予定なし		

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7	ハクビシン、タヌキ、鳥類 (カラス、スズメ、ドバト、ムクドリ、キジバト、ヒヨドリ、カモをいう。)	耕作放棄地の草刈り等、集落環境の改善に地域で取り組む。
令和8	ハクビシン、タヌキ、鳥類 (カラス、スズメ、ドバト、ムクドリ、キジバト、ヒヨドリ、カモをいう。)	耕作放棄地の草刈り等、集落環境の改善に地域で取り組む。

令和9	ハクビシン、タヌキ、鳥類 (カラス、スズメ、ドバト、 ムクドリ、キジバト、ヒヨ ドリ、カモをいう。)	耕作放棄地の草刈り等、集落環境 の改善に地域で取り組む。
-----	---	---------------------------------

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

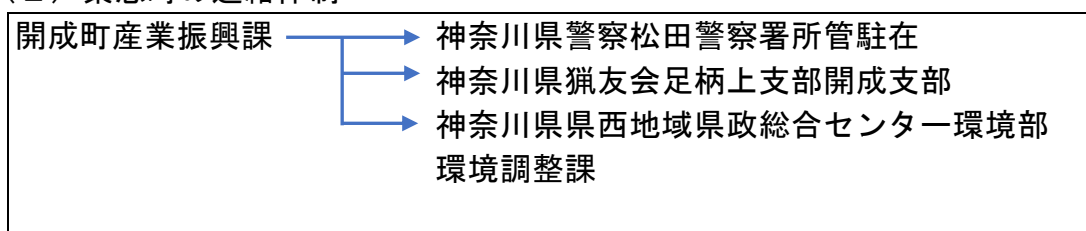
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
開成町	関係機関との連絡調整
神奈川県警察松田警察署	住民の安全確保
神奈川県猟友会足柄上支部開成支部	捕獲の実施
神奈川県県西地域県政総合センター 環境部環境調整課	情報の共有

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

基本は埋設処分により対応する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をし

た鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	本町では大型獣の被害及び捕獲実績がないため、捕獲等をした鳥獣を食品として利用する計画はない。
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	該当なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

足柄上郡5町で構成する足柄上地区ジビエ処理加工施設運営協議会で協議していく。
--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

今後、関係機関で協議していく。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	開成町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
奈川県猟友会足柄上支部開成町支部	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣の捕獲
開成町農業委員会	農業者の代表機関としての助言等
かながわ西湘農業協同組合	関係機関への有害鳥獣による被害状況に関する情報提供を行う。
開成町環境課	有害鳥獣捕獲許可、捕獲に際しての助言等
開成町産業振興課	事務局

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
足柄上地域鳥獣被害対策協議会	有害鳥獣に係る情報の共有
神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課野生生物グループ	被害状況集計、情報提供
神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課平塚駐在事務所（かながわ鳥獣被害対策支援センター）	対策提案、対策指導、技術支援、情報提供
神奈川県県西地域県政総合センター 環境部環境調整課	被害状況集計、情報提供
神奈川県県西地域県政総合センター 農政部地域農政推進課	有害鳥獣に係る情報の共有 調査研究・被害対策指導
神奈川県農業技術センター 足柄地区事務所	有害鳥獣に係る情報の共有 調査研究・被害対策指導

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年に開成町鳥獣被害対策実施隊を設置し現在の隊員は5名。
構成は全て神奈川県猟友会足柄上支部開成支部のメンバーである。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

かながわ西湘農業協同組合、南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町の各市町の鳥獣対策協議会、また、神奈川県猟友会南足柄支部・神奈川県猟友会足柄上支部で構成されている足柄上地域鳥獣被害対策協議会と連携し、広域的に被害防止に取り組んでいく。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

この計画に記載した事項以外の捕獲、被害防止方法等があれば、関係機関と連携しながら効果的な方法を検討する。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。